

令和5年度小松島市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における少子化対策の強化や経済的不安の軽減を図るため、若者の婚姻に伴う新生活に係る経費の一部について、予算の範囲内で小松島市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、小松島市補助金等の交付に関する規則(昭和37年小松島市規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯

令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。

(2) 継続世帯

令和4年度に交付決定を受けた世帯（受給額がない場合を含む。）のうち、受給額が令和4年度の補助上限額に達しなかった世帯をいう。

(3) 住宅取得費用

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、婚姻を機に新婚世帯が市内の住宅の取得（契約名義人が夫婦の双方又は一方であるものに限る。また、新築する場合の工事請負費を含む。）に支払った費用をいう。ただし、婚姻日より前に取得した住宅については、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として市内に取得した住宅であること。

(4) 住宅賃借費用

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、婚姻を機に新婚世帯が市内に賃借した住宅（契約名義人が夫婦の双方又は一方であるものに限る。）に支払った費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、夫又は妻が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該手当分に相当する費用を除く。

(5) 引越費用

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、婚姻を機に市内の住宅への引越に要した費用のうち、引越業者等（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）に基づき許可等を受けた引越業者及び運送事業者をいう。）へ支払った費用をいう。ただし、次に掲げる費用を除く。

ア 自らが引越しのために使用する自動車の賃借料や燃料代等。

イ 引越しに協力してくれた者への報償等。

ウ 引越しに伴い発生する不用品の処分費等。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。ただし、対象経費について、他の公的制度による補助等を受けていないこととする。

(1) 申請した日時時点で最新の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額（以下「世帯の所得額」という。）が500万円未満であること。ただし、次に該当する場合は、それぞれの計算方法により、算出して得た額が500万円未満であること。

ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合、離職した者については、所得がないものとみなして夫婦の所得を算出した額。

イ 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っているときは、世帯の所得額から貸与型奨学金の令和4分の年間返済額を控除して得た額。

(2) 補助対象となる世帯の住宅が小松島市内にあり、かつ、夫婦の双方又は一方が小松島市に住民登録を有し、現に居住していること。

(3) 夫婦いずれもの年齢が、婚姻届が受理された時点で39歳以下であること。

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は補助金と重複する他の公的給付を受けていないこと。

(5) 夫婦の双方又は一方が日本国籍を有していない場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有すること。

(6) 夫婦いずれもが、暴力団等の反社会的勢力の構成員ではないこと。

(7) 夫婦いずれもが、過去に婚姻に伴う新生活の支援に係る補助金等の交付を受けたことがないこと。

(8) 夫婦いずれもが、市税等に滞納がないこと。

(9) 内閣府及び小松島市による本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、新婚世帯及び継続世帯が補助金の申請日において現に居住している住宅に係る住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用（消費税及び地方消費税を含む。）の合計額のうち、現に支払った額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、婚姻日において夫婦ともに年齢が29歳以下の場合は一世帯当たり60万円を上限とし、その他については一世帯当たり30万円を上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 継続世帯に対する補助金の額は、令和4年度に交付を受けた補助金の額と合算して一世帯当たり30万円を上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。

3 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする世帯（以下「申請者」という。）は、小松島市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、継続世帯については、市長が認める限りにおいて、次の各号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し
- (2) 夫婦それぞれの申請した日時点で最新の所得証明書（申請時において夫婦の双方又は一方が離職している場合は、離職票又はこれに代わるものの写し）
- (3) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類（借入れがある場合）
- (4) 住宅の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (5) 住宅費に係る領収書等の写し
- (6) 引越費用に係る領収書等の写し
- (7) 勤務先からの手当等が分かる書類（勤務先から手当等の支給があった場合）
- (8) 小松島市結婚新生活支援事業補助金誓約書（様式第2号）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、適当と認められるときは、小松島市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

3 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、適当と認められないときは、小松島市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 申請者は、前条第1項に規定する通知を受けた場合は、速やかに小松島市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 第2条に掲げる要件を満たさないことが判明したとき。

(3) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更したときは、小松島市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消等通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。